

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

夢中になれる遊びが未来を拓く...!

ときどき事務所のメンバーに「ちゃんと遊んでる？」と聞くことにしています。

自慢じゃありませんが私は30代から40代にかけての一番仕事が忙しい時期でも遊びましたよ～（笑）

30代の頃は年間休日が30日程度でしたが、休めるときはできるだけ長期休暇を取りました。ある年は、年間休日29日のうち27日間家族でキャンプに行ったことを思い出します。休暇が取れたらそれに合わせて子供達の学校は休ませました。40歳になった時には、10歳の長女と二人っきりで5月には北上川50キロ、夏には十勝川100キロを河原でキャンプしながらカヌーで下りました。周囲の山に雪が残る冷たい雪解け水にカヌーを出す時には緊張に強張りながら「もし沈したら、父さんのことは気にしないで岸に向かって泳いで助けを求めろんだよ。5分以上水の中にいたら死ぬからね」と娘に告げたことを思い出します。

その頃の合言葉は「ガキの遊びに付き合うな」でした。遊びは子供よりも大人のために必要です。ですから子供の遊びに付き合うのではなく私がドキドキワクワク楽しいことを子供たちにも押し付けました。子供たちはキャンプで勝手に「My 焚火」を作って火遊びをし、ライフジャケットを着けられて滝に放り込まれ激流下りに大はしゃぎして育ちました。そんな経験を経て仕事漬けの親でも仲の良い親子関係が作られ、娘たちとは対等に何でも話せる友達同士の関係になりました。そして子供たちが育つと一人で山歩きを始め、50代の半ばからは若い時にやり残した夢を実現するために海外登山に出かけるようになりました。

● 遊びは人間の特権...

私の遊びには勝手な定義があります。「遊びは仕事よりも夢中になれるもの」だということです。そして、できれば一人でも孤独にできるもの、さらには非常識で命に影響するほど真剣なものであることです。

歳をとっても好奇心旺盛で仕事以外にも真面目に夢中になれるものを持ち、常に五感を刺激し視野を広げワクワク感に満ちている経営者にとっては魅力的です。わき見、よそ見が人間としての幅を広げ、困難にぶち当たったときほど役立つ好奇心が役立つのかもしれませんが、もし、そんな非常識な人を冷ややかに見ている人がいたとすれば、それはすでに「枯れた過去の人」なのかもしれませんね。

AI・IT化が進展し税理士業務（記帳・申告書作成）の92.5%はAIに代替されるだろうと予測されていますが、私たちが基幹業務としているMAS（マネージメント・アドバイザー・サービス）業務は経営者の気持ちを理解し、時には背中を押し、時には説得し、共に夢やビジョンの実現をサポートする仕事です。そこには、AIの入り込む余地がありません。なぜなら、経営者は確率やセオリーだけで物事を判断しません、もっと人間的な「楽しいか、楽しくないか」「ワクワクするか、しないか」という感情がヤルかヤラナイかの選択に大きく影響します。それをサポートする私たちに求められているのは、専門的な知識や経験だけでなく遊びから得られるワクワク感やドキドキ感やバカみたいに夢中になれる心の共感力や感動力なのかもしれません。

IT化が進み、多くの人はバーチャルなNetの世界の中で物事を体験し、感じ、考え、理解した気がしています。でも、本物の雨の冷たさや、風の重さや、谷川の清冽さや、森を吹き抜ける風の爽やかさは現実の世界でしか感じられません。教養とは「自分の目の前にないものを自分のこととして受け止められる力」だとすれば、旺盛な好奇心は、他者の心を感じ、他者の思いを理解し、自分の存在意義を考え、なすべきことを知るための基盤なのかもしれませんね。

◆配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。我が国では、経済成長を底上げするため、就業調整を意識せずに働けるようにするなど、多様な働き方ができるような仕組みづくりが急務となっています。そこで、今回の税制改正により、主に配偶者控除（いわゆる「103万円の壁」）の変更点についてご説明致します。

●現行の配偶者控除

配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下であることが要件の一つとなっています。現行制度では配偶者の年収が103万円を超えると配偶者控除の適用対象外となっています。すなわち、配偶者が給与収入のみの場合は年間給与収入103万円以下（給与以外に収入がある場合でも給与と合算して合計所得金額が38万円以下）である場合に適用されています。

●今回の改正内容

※この改正は、平成30年以降の所得税（住民税については平成31年）から適用されます。

(1) 控除額に関する改正

- ①配偶者控除：配偶者の年収上限が現行の「103万円以下」から「150万円以下」に引き上げ。
- ②配偶者特別控除：配偶者の年収上限が現行の「141万円以下」から「201万円以下」に引き上げ。

(2) 世帯主の年収制限

世帯主の年収が1,120万円を超えると控除額が段階的に少なくなり、年収が1,220万円を超えると控除額はゼロになります。

改正後の適用関係図

配偶者の年収	世帯主の年収		
	1,120万円以下	1,120万円超 1,220万円以下	1,220万円超
103万円以下	配偶者控除 38万円	配偶者控除（段階適用） 13万円又は26万円	適用なし
103万円超 150万円以下	配偶者特別控除 38万円	配偶者特別控除 13万円又は26万円	適用なし
150万円超 201万円以下	配偶者特別控除 3～36万円	配偶者特別控除 1～24万円	適用なし
201万円超	適用なし	適用なし	適用なし

(出典) 財務省「平成29年度税制改正大綱」より作成

●社会保険の問題

現行の「103万円の壁」が無くなっても、配偶者の年収が130万円以上（従業員が501名以上の大企業の場合は106万円以上に該当する場合あり）になると、世帯主の健康保険の扶養や国民年金の第3号被保険者から外れ、配偶者ご自身に社会保険料の負担が発生する為、注意が必要です。

●経営上の視点

会社を経営していく上で、主婦の方などパート労働者を雇っている方におかれましては、「103万円の壁」により人材確保が課題の一つであったかもしれませんが、今回の改正により、上限が「150万円以下」に引き上げられたことで、人材の確保や就業調整がプラスに作用する場合もあるかもしれません。平成30年以降にパート労働者の給与の改定をお考えの方は、社会保険の扶養上限となっている「130万円の壁」にも注意した上で支給額を決定することが必要です。なお、上述した通り、配偶者だけでなく、世帯主の年収についても一定の制限が設けられている為、詳細につきましては、担当者へご相談ください。

★ 悩める相続第20弾！

終末期や死後の手続き・行事について自分で考えて準備をすることを「終活」と言います。「終活」ではお墓や葬儀の支度だけではなく財産の引継ぎも重要になります。

まずは手持ちの金融資産や不動産をリストアップします。そして必要に応じて集約し、だれにどう残すかを考えます。

リストの内容は預金、株式、債券、投信、生命保険、個人年金などの金融資産。不動産、ゴルフ会員権や貴金属、美術品、公的年金や損害保険。更に最近重要視されているのはWEB上のIDやパスワード。これらも整理し記録しておくことが必要です。

お世話になった税理士や司法書士の連絡先なども記載することも大切です。これらをリスト化しておけば遺言をつくる際に大変役立ちます。リスト作成が大変だと思う方は市販されているエンディングノートを活用するのも良いでしょう。

● 内容は具体的に

不動産は、自宅だけではなく投資用不動産があればそれらも含めて全て記場所と面積、名義を記入しておきます。預貯金は銀行・支店名、口座番号など、株式は銘柄名や株数、証券会社・支店名などを記入します。なお、ただ記録するだけでなく、長い年月の間に増えてしまった保有する口座やカードなどは利用目的を確認して、公共料金の支払いや配当金の入金などの利用目的がない口座であれば解約をして集約することも必要です。株式の配当金を郵便局の窓口で受け取っている方は期限切れを避けるために口座への自動入金方式に変えておくと良いでしょう。単元未満株は相続時の移管手続きが面倒なので、証券会社に買い取ってもらうのもひとつの方法です。

金融取引の中でやや特殊なものが、元手の何倍もの金額で投資できる商品、例えば外国為替証拠金取引（FX）です。手じまわらないまま亡くなってしまうと、家族が気付かぬうちに損失が膨らんでいることになりかねません。日ごろネットで取引や管理をしていることを家族と共有しておくことが重要です。クレジットカードや借入金などがある場合はそれらも記入すると良いでしょう。

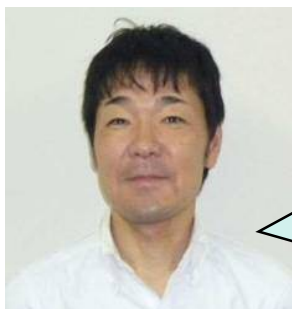
● 定期更新が大事

次に大事なこと定期的にリストの更新をすることです。できれば自分自身の資産の確認も兼ねて1年に一度更新をすることをお勧めします。そして家族や信頼できる人にその存在や保管場所を知らせておきます。

● 財産の承継

資産をひとつおとり整理したら、どの財産をだれにどう残すかを考えます。

考えが決まったら遺言を作ることも良いでしょう。また、遺言書を作るほど大げさなことはしたくないとお考えの方は「遺言代用信託」を活用することもできます。「遺言代用信託」とは遺言の代わりに信託契約を結んで金銭を管理してもらう方法です。元気なうちは預けたお金から決まった額を年金形式で自分が貰い、亡くなった後に残ったお金は一時金や年金で家族が受け取るという仕組みになっています。信託銀行で扱っています。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

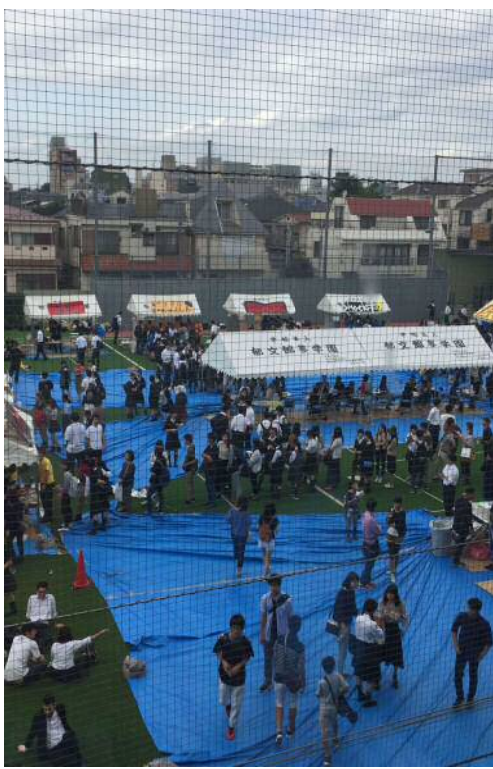
信託法の改正で近年「民事信託（家族信託）」も増えています。

自分の財産の管理・運用等を、自身を委託者、子供などを受託者として任せることができます。「民事信託」にご興味がある方は遠慮なくご相談下さい。

今月の yoko-so (仮)



社内報第4号をお届けいたします。10/1(日)に渡邊美樹さんが理事長を務めていらっしゃる郁文館高校の文化祭にお手伝いさせていただき、企業体験プログラムをお手伝いさせていただきました。



今月のトピックス

TEAMyoko-soがお手伝いさせて頂いている郁文館高校の文化祭がありました。毎年入学したばかりの1年生を中心に企業体験プログラムというものがあります。実際に擬似会社を作り、社長を決め、どのように売上をあげるのか子供達が考え文化祭に出店するような取り組みです。最後には決算を行い本物の会社さながらの経営を行っています。普段プロの社長を相手にしている私たちにとっても自由な発想は普段味わえない新たな刺激を与えてくれました。

スタッフおススメの1冊！

Yoko-soスタッフおススメの本を紹介いたします。

タイトル：『ひとこと片付け術』 日本能率協会マネジメントセンター

著者：小松 易（日本初のかたづけ士）

株式会社フジタを退職後、片づけが苦手な人、片付けられない人向けに片付けカウンセリング「スッキリ・ラボ」を東京・銀座に開業。片づければ、いまより必ず仕事のパフォーマンスは上がります。自覚がある人もない人も、片づけ下手は、自分の本来の能力を出し切れていません。片づけ上手になり、仕事でどんどん成果を上げていくこと、それにともない、人生の質そのものが高まります。日々の業務の片づけをこの本からはじめてみませんか？



スタッフ紹介

川崎さん

入社1年目 Team業務支援
3月23日生 A型 綾瀬市出身

31歳から会計業界に初挑戦しています。日々の仕事はテキパキとこなし、業務チームの大きな戦力として期待されています。本人から一言

「一生懸命がんばります！」

次号予告

10月は大手の会社でも内定式が行われました。TEAMyoko-soでも11/7に内定式が行われます。来年は男女2人ずつの4人のメンバーが加わります。4人が加わることでどのような変化が生まれるのか今からワクワクしています！来年は働きがいのある会社のランキング入りを目指しているので内定者4人がTEAMyoko-soで夢ある人に育つよう社員一同でがんばっていきたいと思います。この「今月のyoko-so(仮)」内のスタッフ紹介でもいづれご紹介致しますので楽しみに！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

真の平等とは、不平等に対しては、不平等の扱いをすることである

(法政大学大学院 坂本光司教授)

厳しい経営環境の中での障害者雇用に迷っていた自分に厳しい示唆を与えていただいた一言です。「障害者や高齢者の雇用に尽力しない人々は“自分や家族は障害者や高齢者に絶対にならない”と言っているのと同じである」。TEAMyoko-soは障害者雇用率10%を目指します！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 1 4)

★ 遅い夏休みをいただき実家にお墓参りに行って参りました。その帰路に長野県の伊那に天然のきのこを探すために足を運びました。今年は夏の大雨や天候不順の関係であまり店頭にはありませんでしたが少しだけ手に入れることができました。帰宅後、きのこ汁ときのこのすき焼きを作り家族で頬張りました。秋の味覚を楽しみながら改めて月日が経つのが早いことを感じました。もう、10月も中旬です。今期のラストスパートと来期の計画作成の時期です。気を引き締め直して前進あるのみです。 (NISHIO)

★ 遅めの夏休みを頂きスペインへ行ってきました。バルセロナに着いた当日、ちょうどカタルーニャ州独立の国民投票が行われており、滞在中は緊張感と熱気に覆われていました。現場にいて感じたことは老いも若きも運動に参加し、全体が巻き込まれているということ。もうひとつは“明るい”！まるで音楽を奏でるようにリズムにのって主張し、行進していく様子からは新しい時代に対する期待が伝わってきました。変えていくために必要なのはパワーとドキドキワクワク・楽しみながらの精神なのかもしれません。(YAMAMOTO)

★ 10月1日、地元で開催されたマラソン大会に中学時代の同級生10人と参加しました。普段全くといって良いほど運動をしていない状況で10キロのコースにエントリーし、完走を目標として無事走りきることができたことにほっとしています。10キロを走るなかで改めて、途中表示される距離数と腕時計のタイムの価値を痛感しました。目標までの達成状況を数値で把握することが、走るモチベーションへとつながる。経営も数値検証してこそ、次の行動の動機が生まれる！筋肉痛以上に大きな気づきとなりました。(TOCHIKURA)

★ 平日禁酒を始めました。365日必ず缶ビール二本にウィスキーのロック三杯は飲み、5,000mのヒマラヤのベースキャンプでもラム酒一本空けられるのを自慢にしていたのに、... 利酒師の資格を取るほど酒好きな山本が税理士法人の代表を承継した責任感から平日禁酒をしていると聞いたのと、幹事をさせていただいている社会福祉法人春明会の西津理事長が平日禁酒でますます美しくなった姿を拝見したので(笑)

最初は「酒をやめたら眠れるかな？」と心配していましたが、酒がなくてもお腹が一杯になるとすぐ眠くなり家内に「子供と同じだね、食卓で船漕ぐんじゃないよ」と叱られ、アルコールを飲まない喉も渇かず朝



までグッスリ、睡眠の質が大幅改善！おまけに、あれだけダイエットしても減らなかった体重と体脂肪率が三食まともに食べているのに下がり始めました。アルコールってカロリーないのに体重に影響するんですね。体重も減り、痛めていた脚の具合も良くなり始めて、そろそろ山登りの虫がうずきだしました。さ～て、来年はヒマラヤ？アンデス？ヨーロッパ？家内にはまだ絶対に内緒ですからね(笑) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成29年11月14日(火)22(水)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

第82回「待たなし！働き方改革の流れと対応」

講師：社会保険労務士法人エール 特定社会保険労務士 滝瀬 仁志

日時：平成29年11月16日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります